

審0903-M0034

2009年3月26日

1級および女子1級審判員各位

(財) 日本サッカー協会審判委員会
委員長 松崎 康弘

ネックウォーマーの着用について

2009年Jリーグが開幕しましたが、低温の気象条件下の試合において、競技者がネックウォーマーを着用したまま試合に出場するケースが散見されました。

ネックウォーマーは首の周辺にルーズに着用するため、手や、またGKについてはセービングの際に他の競技者の足に引っ掛ったりして、首を絞める可能性があり、危険であるので、着用を認めるべきではないと判断します。

競技者の用具のチェックは、相手競技者の安全を脅かすタックルや手や腕の不正使用等に対する毅然たる対応、出欠した負傷者の対応と同様に競技者の安全を確保するために重要な事項です。主審のみならず、副審、第4の審判員は相互に協力し、的確な対応を取るようお願いいたします。

写し送付先：(財) 日本サッカー協会審判委員会委員 各位
地域サッカー協会審判委員会委員長 各位
都道府県サッカー協会審判委員会委員長 各位
S級および1級審判インストラクター 各位